

公布された規則のあらまし

児童福祉法第 56 条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則（規則第 98 号）

- 1 児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規定が整備されることとなったことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行することとした。

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則（規則第 99 号）

- 1 児童福祉法の一部を改正する法律及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令が施行されることとなったことに伴い、小児慢性特定疾病医療受給者証の様式を定めることとした。（第 15 条及び様式第 14 号関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行することとした。

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 100 号）

- 1 バックオフィスの用に供する施設を事業税の課税免除等の対象施設に含めることとした。（第 2 条～第 5 条及び様式第 2 号～様式第 4 号関係）
- 2 製造業の用に供する工場及び試験研究施設について、用地の拡張を伴わない既存敷地内での増設の場合の特例対象者となる要件を、対象施設に係る投資額 2 億円以上、かつ新規地元雇用者 10 人以上に改めることとした。（第 5 条関係）
- 3 佐賀県企業立地の促進に関する条例第 2 条第 5 号の規則で定める者に、対象施設への配置転換、出向等により県外から県内に転入する常用労働者を加えることとした。（第 6 条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則（規則第 101 号）

- 1 佐賀県小児慢性特定疾病審査会委員及び佐賀県指定難病審査会委員の報酬日額及び費用弁償の額を定めることとした。（別表関係）
- 2 この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行することとした。